

所 信

平成 18 年 9 月 21 日
全 国 証 券 大 会

我が国経済は、政府による構造改革の進展に加えて、企業及び家計部門の不断の努力により、長い低迷の時期から抜け出して着実に回復しており、ようやく未来への明るい展望が持てる状況となったと考えられる。

こうした中、人口減少・少子高齢化社会の到来や加速する経済のグローバル化への対応などの課題がある。その解決には、持続的かつ安定した経済成長が必要であり、その基本は「躍動感に満ちた活力のある証券市場」を構築・維持していくことである。

証券界は、こうした認識の下、今後とも証券市場のより一層の活性化及び「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとすると同時に、公正で透明性が高く信頼のできる証券市場の確立に向け、以下を重要課題と位置づけ、その実現に向けて全力で取り組んでまいり所存である。

関係各位におかれても、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

1. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための基盤整備

① 平成 19 年度税制改正要望

証券税制は、証券市場のより一層の活性化及び「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラである。現在、上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等に対する税率 10%の軽減措置が講じられ、株式市場は活力を取り戻しつつある。しかしながら、約 1,500 兆円の我が国の個人金融資産に占める株式及び株式投資信託の保有割合は 10%程度にすぎず米国の 28%やドイツの 19%を大きく下回っている。こうした状況から見れば、上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等に係る軽減措置の延長が不可欠であり、その実現に向けて全力をあげて取り組む。

② 金融経済教育の推進

個人の証券市場への参加を促し、自立した個人投資家の育成を支援するため、政府及び関係機関と連携し、学校教育及び生涯教育など幅広い機会において金融経済教育を推進する。

③ 証券投資の促進及び発行会社への要請

個人投資家にとって証券市場をより身近なものとするため、証券投資信託や J-REIT 等の投資信託を中心として、広範なニーズに応える商品の開発・提供に努める。また、株式の投資魅力の向上のため、発行会社に対して、コーポレート・ガバナンスの充実・強化や株主・投資家に対する情報開示、IR 活動の推進等を求める。

④ 金融商品取引法の施行に向けた対応

「金融商品取引法」は、利用者の市場参加を促進し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しするための重要なインフラであり、「利用者保護ルールの徹底」、「金融イノベーションの促進」という基本的な考え方に基づき、自主規制ルールの整備及びエンフォースメント体制の充実・強化等の市場インフラの整備に取り組むとともに、新しい金融商品・サービスの開発・提供に努める。

2. 公正で透明性が高く信頼のできる証券市場の確立に向けた基盤整備

① 市場仲介機能の充実・強化

証券市場の一層の活性化のためには、公正で透明な証券市場を確立し投資家の信頼の維持・向上を図ることが不可欠であり、証券会社は、市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、発行体及び投資家に対するチェック機能の発揮、市場プレイヤーとしての自己規律の確立が求められている。証券会社のこうした市場仲介機能の充実・強化に向けて、自主規制ルール及び倫理規範の整備等を推進する。

② 証券市場全体のシステムの共通基盤の整備に向けた取組

証券会社及び証券取引所間のシステムは、投資家が安心して取引を行うための重要なインフラであり、多様化・複雑化する取引への対応やその信頼性の確保が極めて重要な課題となっている。こうした認識の下、証券業協会及び証券取引所は、証券市場全体としての効率性・信頼性の向上が図られるよう、証券会社と証券取引所間のシステムの標準化・共通化・共同利用化に向けた具体策を取りまとめ、推進する。

③ 証券市場全体のBCP（事業継続体制）の整備

大規模地震、テロ等の発生時における証券市場の機能の継続性の確保は、我が国経済・資本市場や内外の投資家にとって重要な問題である。従来から取組を進めてきた証券会社各社のBCP（事業継続体制）の着実な進捗を図るとともに、証券取引所及び関係機関と連携し、証券市場全体・証券取引所等の中核機能の継続性の確保に向けた取組を推進する。

④ 株券の電子化への対応

平成21年1月に予定されている株券の電子化の円滑な移行を確保するため、関係機関等と連携し、株券の証券会社及び証券保管振替機構への預託促進のための周知・広報活動を推進するとともに、取引ルール・システム面の整備など対応に万全を期す。

以 上